

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく「H30-34 国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務民間競争入札」に係る契約者の決定について

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号)」に基づく民間競争入札を行った「H30-34 国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務」(以下、「本業務」という。)については、下記のとおり契約者を決定しました。

1. 契約の相手方の名称及び住所

H30-34 国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務吉野ヶ里歴史公園マネジメント共同企業体

代表者 一般財団法人公園財団 理事長 蓑茂 壽太郎
東京都文京区関口一丁目 4 7 番 1 2 号

構成員 JR九州コンサルタンツ株式会社 代表取締役社長 馬場 義文
福岡市博多区博多駅東 1 丁目 1 番 1 4 号

構成員 株式会社葉隠緑化建設 代表取締役社長 久保 和則
佐賀市嘉瀬町大字扇町 2 6 1 7 - 7

2. 契約金額

1, 6 2 3, 4 5 6, 0 0 0 円

3. 実施期間

平成 31 年 2 月 1 日～平成 35 年 1 月 31 日

4. 業務内容

契約者が行う業務は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務の4業務である。

5. 業務の実施に当たり達成すべき質に関する事項

本事項に関しては、「H30-34 国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」(以下、「本実施要項」という。)における以下の記載のとおりである。

1.3.1 包括的な質の設定

本業務に関する包括的な質は本実施要項表 4 のとおりとする。

表 4 包括的な質

【平成 30 年度分 (平成 31 年 2 月から平成 31 年 3 月まで)】

基本的な方針	主要事項	達成すべき質
本業務を通して、公園の理念を多くの公園利用者が実感できるような公園利用を可能とする	公園利用者数の確保(※1)	<ul style="list-style-type: none"> ・本公園の年間の公園利用者数(吉野ヶ里夢ロマン軽トラ市の利用者数を除く)(平成 25 年度～平成 28 年度の実績平均値以上【平成 25 年度～平成 28 年度の実績平均値：2～3 月の平均 10 万 0 千人 ・東口からの年間の利用者数(吉野ヶ里夢ロマン軽トラ市の利用者数を除く)(平成 25 年度～平成 28 年度の実績平均値以上【平成 25 年度～平成 28 年度の実績平均値：2～3 月の平均 3 万 4 千人 ・ただし、公園の特性を生かしていないイベントによる公園利用者数は当事項ではカウントしないものとする。

利用者満足度の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の公園の運営に関する「満足、やや満足」の回答比率^{※2}平均90%値以上 ・年間の「歴史施設としてのわかりやすさについて（ガイド、展示物、映像、解説板など）」に関する「満足、やや満足」の回答比率^{※3}平均90%値以上
多様な利用プログラムの提供（※4）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用プログラムの開催回数、延べ参加人数（平成25年度～平成28年度実績平均値と同程度以上【平成25年度～平成28年度実績平均値：2～3月の開催回数59回、延べ参加人数2万8千人】）
情報受発信	<ul style="list-style-type: none"> ・マスコミによる報道件数^{※5}（平成25年度～平成28年度の実績平均値以上【平成25年度～平成28年度の実績平均値：2～3月の件数103件】） ・ホームページの総アクセス件数（平成25年度～平成28年度の実績平均値以上【平成25年度～平成28年度の実績平均値：2～3月の件数33万4千件】） ・SNSによる情報発信回数：2～3月の回数8回以上（1媒体につき）

※1：公園利用者数の集計方法は別紙－5「30-34 国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務共通仕様書」による。

※2：年間の「公園の利用に関するアンケート調査」（別紙－15）のQ9「この公園を利用している総合的な満足度について」（公園の環境の質及び収益施設に関する項目を除く九州地方整備局が指定する設問）における「満足」と「やや満足」の回答比率の平均値。

※3：年間の「公園の利用に関するアンケート調査」（別紙－15）のQ9「歴史施設としてのわかりやすさについて（ガイド、展示物、映像、解説板など）」（公園の環境の質及び収益施設に関する項目を除く九州地方整備局が指定する設問）における「満足」と「やや満足」の回答比率の平均値。

※4：利用プログラムのうち、体験プログラムについては、開園以来継続実施し当公園において定着した「勾玉づくり」、「火おこし体験」「組みひも」については、常に実施する。

また、これ以外に4.2.3②キ)の企画提案により行う体験プログラムを合わせて実施することとし、参加人数については、これら複数の体験プログラム全体の参加者とする。

また、開催回数についてはその性格上カウントが困難であるが、通年に渡り常に実施して頂くことから、2～3月の開園日の59日を、開催回数とする。

※5：マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。

委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。

・テレビ（NHK・民放）・ラジオ（AM、FM）の放送件数で、1番組につき1カウントとする。
 ・事件、事故等の報道件数は除く。

【平成31年度～平成33年度】

基本的な方針	主要事項	達成すべき質
本業務を通して、公園の理念を多くの公園利用者が実感できるような公園利用を可能とする	公園利用者数の確保（※1）	<ul style="list-style-type: none"> ・本公園の年間の公園利用者数（吉野ヶ里夢ロマン軽トラ市の利用者数を除く）（平成25年度～平成28年度の実績平均値以上【平成25年度～平成28年度の実績平均値：年間61万1千人、[参考：第1四半期19万2千人、第2四半期8万4千人、第3四半期21万6千人、第4四半期11万8千人]】） ・東口からの年間の利用者数（吉野ヶ里夢ロマン軽トラ市の利用者数を除く）（平成25年度～平成28年度の実績平均値以上【平成25年度～平成28年度の実績平均値：年間30万4千人、[参考：第1四半期10万2千人、第2四半期5万9千人、第3四半期9万8千人、第4四半期4万4千人]】） ・ただし、公園の特性を生かしていないイベントによる公園利用者数は当事項ではカウントしないものとする。

利用者満足度の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の公園の運営に関する「満足、やや満足」の回答比率^{※2}平均90%値以上 ・年間の「歴史施設としてのわかりやすさについて（ガイド、展示物、映像、解説板など）」に関する「満足、やや満足」の回答比率^{※3}平均90%値以上
多様な利用プログラムの提供（※4）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用プログラムの開催回数、延べ参加人数（平成25年度～平成28年度実績平均値と同程度以上【平成25年度～平成28年度実績平均値：年間開催回数362回、延べ参加人数20万7千人】）
情報受発信	<ul style="list-style-type: none"> ・マスコミによる報道件数^{※5}（平成25年度～平成28年度の実績平均値以上【平成25年度～平成28年度の実績平均値：年間504件】） ・ホームページの総アクセス件数（平成25年度～平成28年度の実績平均値以上【平成25年度～平成28年度の実績平均値：年間268万4千件】） ・SNSによる情報発信回数：年間48回以上（1媒体につき）

- ※1：公園利用者数の集計方法は別紙－5「30-34 国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務共通仕様書」による。
- ※2：年間の「公園の利用に関するアンケート調査」（別紙－15）のQ9「この公園を利用している総合的な満足度について」（公園の環境の質及び収益施設に関する項目を除く九州地方整備局が指定する設問）における「満足」と「やや満足」の回答比率の平均値。
- ※3：年間の「公園の利用に関するアンケート調査」（別紙－15）のQ9「歴史施設としてのわかりやすさについて（ガイド、展示物、映像、解説板など）」（公園の環境の質及び収益施設に関する項目を除く九州地方整備局が指定する設問）における「満足」と「やや満足」の回答比率の平均値。
- ※4：利用プログラムのうち、体験プログラムについては、開園以来継続実施し当公園において定着した「勾玉づくり」、「火おこし体験」「組みひも」については、常に実施する。
また、これ以外に4.2.3②キ)の企画提案により行う体験プログラムを合わせて実施することとし、参加人数については、これら複数の体験プログラム全体の参加者とする。
また、開催回数についてはその性格上カウントが困難であるが、通年に渡り常に実施して頂くことから、年3日の閉園日を除いた362日を、開催回数とする。
- ※5：マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。
委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。
・テレビ（NHK・民放）・ラジオ（AM、FM）の放送件数で、1番組につき1カウントとする。
・事件、事故等の報道件数は除く。

【平成34年度分（平成34年4月から平成34年12月まで）】

基本的な方針	主要事項	達成すべき質
本業務を通して、公園の理念を多くの公園利用者が実感できるような公園利用を可能とする	公園利用者数の確保（※1）	<ul style="list-style-type: none"> ・本公園の年間の公園利用者数（吉野ヶ里夢ロマン軽トラ市の利用者数を除く）（平成25年度～平成28年度の実績平均値以上【平成25年度～平成28年度の実績平均値：第1～第3四半期49万3千人、[参考：第1四半期19万2千人、第2四半期8万4千人、第3四半期21万6千人]】） ・東口からの年間の利用者数（吉野ヶ里夢ロマン軽トラ市の利用者数を除く）（平成25年度～平成28年度の実績平均値以上【平成25年度～平成28年度の実績平均値：第1～第3四半期26万0千人、[参考：第1四半期10万2千人、第2四半期5万9千人、第3四半期9万8千人]】） ・ただし、公園の特性を生かしていないイベントによる公園利用者数は当事項ではカウントしないものとする。
	利用者満足度の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の公園の運営に関する「満足、やや満足」の回答比率^{※2}平均90%値以上 ・年間の「歴史施設としてのわかりやすさについて（ガイド、展示物、映像、解説板など）」に関する「満足、やや満足」の回答比率^{※3}平均90%値以上

	多様な利用プログラムの提供（※4）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用プログラムの開催回数、延べ参加人数（平成 25 年度～平成 28 年度実績平均値と同程度以上【平成 25 年度～平成 28 年度実績平均値：第 1～第 3 四半期までの回数 274 回、延べ参加人数 16 万 8 千人】）
	情報受発信	<ul style="list-style-type: none"> ・マスコミによる報道件数^{*5}（平成 25 年度～平成 28 年度の実績平均値以上【平成 25 年度～平成 28 年度の実績平均値：第 1～第 3 四半期までの件数 379 件】） ・ホームページの総アクセス件数（平成 25 年度～平成 28 年度の実績平均値以上【平成 25 年度～平成 28 年度の実績平均値：第 1～第 3 四半期までの件数 220 万 6 千件】） ・SNS による情報発信回数：第 1～第 3 四半期までの回数 36 回以上（1 媒体につき）

- ※ 1：公園利用者数の集計方法は別紙－5「30-34 国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務共通仕様書」による。
- ※ 2：年間の「公園の利用に関するアンケート調査」（別紙－15）の Q 9「この公園を利用している総合的な満足度について」（公園の環境の質及び収益施設に関する項目を除く九州地方整備局が指定する設問）における「満足」と「やや満足」の回答比率の平均値。
- ※ 3：年間の「公園の利用に関するアンケート調査」（別紙－15）の Q 9「歴史施設としてのわかりやすさについて（ガイド、展示物、映像、解説板など）」（公園の環境の質及び収益施設に関する項目を除く九州地方整備局が指定する設問）における「満足」と「やや満足」の回答比率の平均値。
- ※ 4：利用プログラムのうち、体験プログラムについては、開園以来継続実施し当公園において定着した「勾玉づくり」、「火おこし体験」「組みひも」については、常に実施する。また、これ以外に 4.2.3 ②キ)の企画提案により行う体験プログラムを合わせて実施することとし、参加人数については、これら複数の体験プログラム全体の参加者とする。また、開催回数についてはその性格上カウントが困難であるが、通年に渡り常に実施して頂くことから、4月から12月までの日数から1日の閉園日を除いた274日を、開催回数とする。
- ※ 5：マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。
委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。
・テレビ（NHK・民放）・ラジオ（AM、FM）の放送件数で、1番/組につき1カウントとする。
・事件、事故等の報道件数は除く。

1.3.2 個別業務の質の設定

次に示す個別業務の質を確保すること。なお、個別業務の質の最低水準は、別紙－5「共通仕様書」及び別紙－6～9（「個別仕様書（企画立案）」等）による。ただし、個別業務の質の最低水準は、企画書（本実施要項 4.2.3 参照）において改善提案を行うことができる。

個別業務の質の最低水準と異なる提案を行う場合は理由を示すこと。

また、設計数量が変更となる提案をする場合は、当該工種と変更数量、変更が可能な理由を示すこと。

(1) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

1) マネジメント

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、入場料の徴収、国庫への納入などを行うことその他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。（詳細は、別紙－6「個別仕様書（企画立案）」を参照のこと。）

2) 企画運営管理

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い認知度を向上すること。（詳細は、別紙－6「個別仕様書（企画立案）」を参照のこと。）

(2) 施設・設備維持管理業務

1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。（詳細は、別紙－7「個別仕様書（施設・設備）」を参照のこと。）

2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。（詳細は、別紙－7「個別仕様書（施設・設備）」を参照のこと。）

(3) 植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。（詳細は、別紙－8「個別仕様書（植物）」を参照のこと。）

(4) 収益施設等設置管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。（詳細は、別紙－9「設置管理運営規定書」を参照のこと。）

6. 事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業者が講ずべき措置に関する事項

本事項に関しては、本実施要項における以下の記載のとおりである。

8.1. 報告について

8.1.1 業務計画書の協議と承諾

別紙－5「共通仕様書」による。

8.1.2 業務責任者及び業務の関係者

別紙－5「共通仕様書」による。

8.1.3 業務報告書

別紙－5「共通仕様書」による。

8.1.4 検査・監督体制

事業者からの報告を受けるにあたり、調査職員の検査・監督体制は次のとおりとする。

(1) 調査職員

① 総括調査員

国営海の中道海浜公園事務所長（予定）

② 主任調査員

国営海の中道海浜公園事務所副所長（代表）（予定）

国営海の中道海浜公園事務所歴史公園課長（予定）

国営海の中道海浜公園事務所建設監督官（予定）

国営海の中道海浜公園事務所主任指導官（予定）

③ 調査員

国営海の中道海浜公園事務所歴史公園課調整係長（予定）

国営海の中道海浜公園事務所歴史公園課工務係長（予定）

国営海の中道海浜公園事務所歴史公園課建築設備係長（予定）

(2) 検査・監督体制

a) 事業者は、各年度ごとの業務を完了したときは、遅延なく、当該年度の完了報告書、清算報告書及び委託費経費内訳報告書、残存物件報告書（以下「完了報告書等」という）に成果物を添えて、九州地方整備局に提出すること。

b) 九州地方整備局は、事業者からの成果物、完了報告書等を受理したときは、その日から 10 日以内に支出負担行為担当官九州地方整備局長が指定した職員により検査を行うものとする。

8.2. 調査への協力

a) 調査職員は、事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、事業者に対し、当該管理業務の状況に関し必要な報告を求め、又は事業者の事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

b) 立ち入り検査をする調査職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

8.3. 指示について

九州地方整備局長は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 27 条第 1 項に基づき、事業者に対し、必要な措置を

とるべきことを指示できるものとする。

8.4. 秘密の保持

事業者は、本業務に関して調査職員が開示した情報等（公知の事実等を除く）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他本業務に従事していた者は業務上知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を洩らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

8.5. 個人情報の取り扱い

別紙－5「共通仕様書」第 7 章による。

8.6. 契約に基づき落札業者が講ずべき措置

8.6.1 業務の開始及び中止

- a) 事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- b) 事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、予め九州地方整備局の承諾を受けなければならない。

8.6.2 公正な取り扱い

- a) 事業者は、本業務の実施にあたって、公園利用者を合理的な理由なく区別してはならない。
- b) 事業者は、公園利用者の取り扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

8.6.3 金品等の授受の禁止

事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。ただし、収益施設等管理運営業務として行う場合など、九州地方整備局から許可等を受けた業務を行う上で必要な場合を除く。

8.6.4 法令の遵守

事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

8.6.5 安全衛生

事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

8.6.6 記録・帳簿書類等

事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や会計に関する帳簿書類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の第 4 条に基づく行政文書の開示請求がなされた場合、同法第 5 条に基づく不開示情報の確認を行った上で、第

6 条による部分開示や第 7 条による公益上の理由による裁量的開示を確認し、開示方法を明らかにし、第 9 条に基づき事務処理上の困難その他正当な理由があるときを除き、開示請求のあった日から 30 日以内に情報を開示する必要がある。そのため、開示請求の対象が事業者の保有する記録・帳簿書類等の場合、事業者は、情報公開に速やかに対応しなければならない。

8.6.7 権利の譲渡

本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、九州地方整備局が承継するものとする。また、事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

8.6.8 権利義務の帰属等

本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

8.6.9 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（本実施要項 9. に記載した損害を除く。）については、事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、九州地方整備局の責に帰すべき事由により生じたものについては、九州地方整備局が負担する。

8.6.10 再委託または下請負の取り扱い

- a) 事業者（共同体を含む。）は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として予め企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託する業務の範囲、再委託または下請負を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

なお、本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

- ・業務における総合的計画立案、業務遂行管理、入園料の収受及び納入、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意思決定を行うための技術的判断等

- c) 事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで九州地方整備局の承諾を受けなければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- d) 事業者は、上記 b) 及び c) により再委託を行う場合には、事業者が九州地方整備局に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、本実施要項 8.4. 及び 8.6. に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- e) 上記 b) から d) までに基づき、事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場

合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

8.6.11 契約解除

九州地方整備局は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- a) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- b) 繰り返し法令違反を行ったとき。
- c) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
- d) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

8.6.12 契約解除時の取り扱い

- a) 上記 8.6.11 に該当し、契約を解除した場合には、九州地方整備局は事業者に対し、当該解除の日までに当該サービスを契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。
- b) この場合、事業者は、契約金額から上記 a) の委託費を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として九州地方整備局の指定する期間に納付しなければならない。
- c) 九州地方整備局は、事業者が前項の規定による金額を九州地方整備局の指定する期日までに支払わないときは、その支払い期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- d) 九州地方整備局は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

8.6.13 契約内容の変更

九州地方整備局は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において委託費又は実施期間を変更する必要があるときは、九州地方整備局及び事業者は協議し、書面によりこれを定めるものとする。

8.6.14 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、事業者と九州地方整備局が協議するものとする。

8.6.15 業務計画書の提出

事業者は、契約締結日の 14 日前までに業務計画書を提出し、その内容について九州地方整備局と協議の上、承諾を得なければならない。

8.6.16 業務計画書の変更

業務計画書を変更しようとするときは、変更後の業務計画書について九州地方整備局と協議を行い、九州地方整備局の承諾を得なければならない。この場合、委託費等の契約内容の変更の必要がある場合は、九州地方整備局と協議し書面にてこれ

を定めるものとする。

8.6.17 業務の引き継ぎへの対応

契約が完了する場合、又は解除になる場合には、調査職員の立会の下、調査職員が指示する者に対し、誠意を持って、円滑に業務の引き継ぎを行わなければならない。引継ぎにあたっては、共通仕様書 26 条に規定する必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行うものとする。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。

8.6.18 業務評定について（案）

本業務においては九州地方整備局が、毎年度（平成 31～33 年度）業務終了後に当該年度の業務評定（以下、「単年度評価」という）を実施するとともに、3 年目の（平成 33 年度）業務終了後に 3 年間を通しての業務評定（以下、「3 箇年評価」という）を実施する。なお、平成 30 年度分については業務評定を実施しない。評定については事業者へ通知し、九州地方整備局ホームページ等により公表するものとする。（詳細は、別紙－43「業務評定」を参照のこと。）

また、評定については、本公園の国営公園運営維持管理業務の次回入札時における評価事項の一つとし、単年度評価が 2 回以上「不可」の実績となり、かつ 3 箇年評価が「不可」の場合、本公園の次回入札時において、5.1. 表 9 評価項目及び得点配分の加算点の合計得点から 15 点を減点する。

なお、評価にあたっては、運営維持管理の責任によらない事由を考慮する。

7. 事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本事項に関しては、本実施要項における以下の記載のとおりである。

本契約を履行するにあたり、事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

- a) 九州地方整備局が国家賠償法第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、九州地方整備局は事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について九州地方整備局の責めに帰すべき理由が存する場合は、九州地方整備局が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- b) 事業者が民法第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について九州地方整備局の責めに帰すべき理由が存するときは、事業者は九州地方整備局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

8. 契約者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

実施体制については、代表企業に上記4業務の業務責任者を配置し、構成企業は、代表企業をサポートする体制で実施することとしている。

実施方法については、「利用者数の確保」および「利用者満足度の向上」を図るため、本公園の基本理念を踏まえ、歴史公園としての機能を活かした誘致活動やサービスの提供を実施することとしている。これらを通して、本公園の吉野ヶ里遺跡の保存及び活用を図り、より多くの方々に安全・安心で快適な利用環境を提供するものである。

9. 問い合わせ先

九州地方整備局建政部都市整備課公園係

電話 092-471-6331 (代表)